

令和6年12月2日～12月27日
パブリックコメント用

～わくわく子育て すくすく子ども～



第三期長野市子ども・子育て支援事業計画

【令和7年度～令和11年度】

(案)

概 要 版

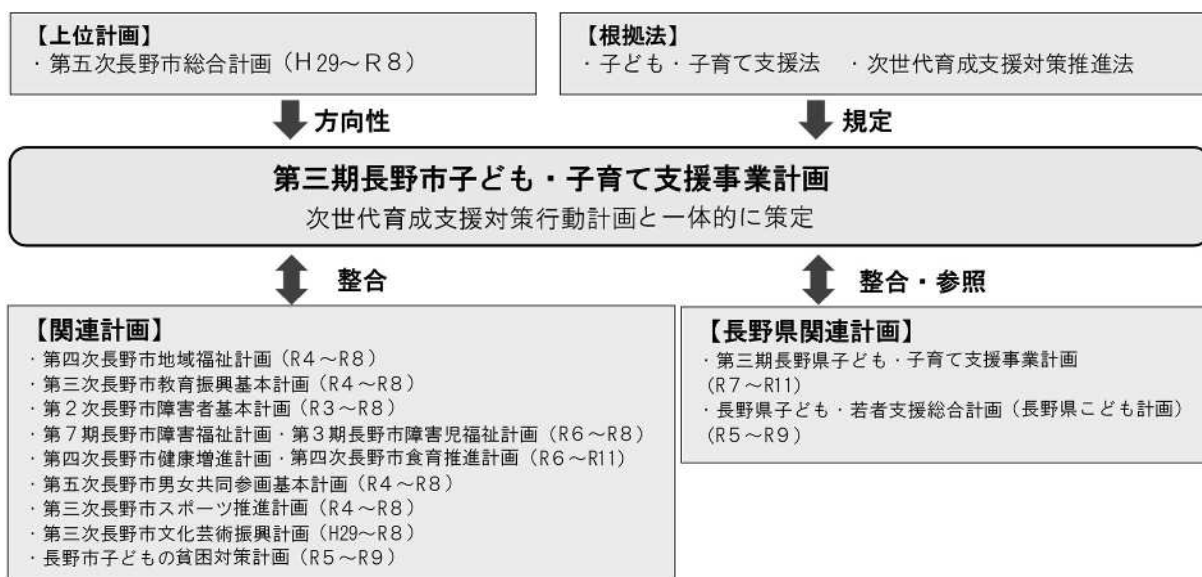
1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

- 令和2年度を初年度とする「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に計画期間の最終年度となります。引き続き、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取組を計画的に推進するために、新たな「長野市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。
- これまでの子ども・子育て支援施策の取組状況を検証し、見直しを行うとともに、子ども・子育てを取り巻く変化に対応した施策を推進します。

(2) 計画の位置付け

- 子ども・子育て支援法に基づく法定計画です。
- 次世代育成支援対策推進法に定める「行動計画策定指針」を踏まえた計画です。
- 児童福祉法、児童虐待防止法に基づく施策を包含しています。
- 最上位計画である「第五次長野市総合計画」の方向性を踏まえるとともに、「長野市子どもの貧困対策計画」をはじめ、関連分野の個別計画、県の関連計画との整合性を図っています。



(3) 計画期間

- 令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

2 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができ、未来の社会を創り、担う存在であるすべての子どもが自分らしく健やかに成長できる社会の実現を目指します。

すべての子育てが喜びとなり

すべての子どもが自分らしく健やかに成長するために

【キャッチフレーズ】

～わくわく子育て すくすく子ども～

(2) 計画推進のための基本的な視点

① 子どもの最善の利益が実現される社会を目指す

子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とします。

② すべての子どもの健やかな育ちを支援する

障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもを含め、一人ひとりの子どもが安心できる環境の中で健やかに育つことができるような支援を行います。

③ 連続性を踏まえた発達を支援する

乳幼児期から思春期にかけて、周囲の環境と関わり合う中で生活に必要な能力、態度等を獲得していく発達過程を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整えます。

④ 親としての成長を支援する

保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、様々な状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を行います。

⑤ 社会全体で子どもの育ち及び子育てを支え合う

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、すべての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすことを目指します。

⑥ 子どもの権利を尊重する意識の醸成を図る

すべての子どもが個人として尊重され、健やかな成長、発達、自立が図られるよう、社会全体で子どもの権利を尊重する意識の醸成を図ります。

3 施策体系

基本目標	基本施策	個別施策
Ⅰ 安心して子どもを産み育てることができるよう妊娠・出産期の保護者と子どもを支援する	① 生まれる前から妊娠・出産期前までの支援	1 結婚・子育てを含む将来のライフデザイン検討の機会の提供
	② 妊娠・出産期の支援	2 妊娠・出産期の支援と相談体制の充実
Ⅱ 子どもが健やかに育つよう子育て・子育てを支援する	③ 幼児期の教育・保育環境の整備	3 幼児期の教育・保育環境の整備
		4 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保
		5 認定こども園の整備促進
	④ 幼児期の教育・保育の質の確保と向上	6 発達の連続性を踏まえた関係機関の連携促進
		7 職員配置の充実
		8 職員の職務能力向上に向けた取組の推進
		9 幼児教育アドバイザーの育成・配置
	⑤ 障害児等への支援の充実	10 障害等生きづらさの早期の把握と相談支援・療育体制の充実
		11 教育・保育・障害福祉施設等での受入体制の強化
		12 特別支援教育・インクルーシブ教育の充実
		13 障害等に対する理解促進
		14 外国につながる子どもへの支援
		15 災害時の子どもや家庭への支援
	⑥ 子育て相談の充実	16 身近な相談体制の充実、専門的な相談の充実
Ⅲ 子どもと保護者がともに成長するため子育て家庭・保護者を支援する	⑦ 乳幼児期から思春期までの子育て支援の充実	17 乳幼児期の母子保健と相談体制の充実
		18 地域子ども・子育て支援事業の充実
	⑧ 社会的支援を必要とする子どもと家庭への支援の充実	19 ひとり親家庭の自立支援の推進
		20 子どもの貧困対策の推進
		21 児童虐待防止対策の充実
	⑨ 子どもと親が安心して過ごせる居場所づくりの推進	22 安心安全な居場所、第三の居場所の充実
	⑩ 子育てに関する情報提供の充実	23 子育て情報の発信の充実
	⑪ 経済的支援の充実	24 経済的支援の充実
Ⅳ 地域で子どもが安心して過ごせるよう社会全体で子どもの育ち・子育てを支援する	⑫ 地域における子育て支援の推進	25 子育て支援ネットワークづくり
		26 地域における子ども・子育て支援活動の活性化
		27 子どもの権利を尊重する意識の醸成
	⑬ 多様な働き方に対応する子育て支援の充実	28 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方の見直しの促進
		29 仕事と子育ての両立のための基盤整備

基本目標Ⅰ 安心して子どもを産み育てることができよう妊娠・ 出産期の保護者と子どもを支援する

基本施策① 生まれる前から妊娠・出産期前までの支援

個別施策1 結婚・子育てを含む将来のライフデザイン検討の機会の提供

若者を対象に、セミナーやワークショップ等の開催を通して、家庭を築くために必要なことや妊娠・出産に関する知識など、人生設計の参考になる情報を伝えることで将来を考える機会を提供します。

また、結婚や妊娠・出産を希望する若者に対し、出会いの場の創出、新婚世帯の新居や不妊に対する支援等を行います。

<主な事業>

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ○若い世代の描くライフデザイン等支援 | ○結婚新生活支援事業 |
| ○マリッジサポートデスクの運営 | ○長野地域連携中枢都市圏結婚支援事業 |
| ○乳幼児とふれあう機会の提供 | ○思春期保健相談 |
| ○不妊・不育症相談 | ○不妊治療費助成事業 |

基本施策② 妊娠・出産期の支援

個別施策2 妊娠・出産期の支援と相談体制の充実

母子保健事業を通じて、妊娠・出産の健康管理、乳幼児の健全な発育や発達を支援するとともに、支援が必要な家庭等を早期に把握し、適切に関係機関や各種制度等へつなぎます。

また、母子保健と児童福祉分野の一体的な運営を行う「こども家庭センター」を設置するとともに、すべての妊婦と面談し伴走型の支援を行うなど、妊娠・出産・乳幼児の子育てを包括的に支援します。

<主な事業>

- | | |
|---------------------------|------------|
| ○妊婦健康診査 | ○産婦健康診査 |
| ○妊娠・出産包括支援事業（ながの版ネウボラ） | ○マタニティセミナー |
| ○乳児家庭全戸訪問事業（はじめまして赤ちゃん事業） | |

基本目標Ⅱ 子どもが健やかに育つよう子育て・子育てを支援する

基本施策③ 幼児期の教育・保育環境の整備

個別施策3 幼児期の教育・保育環境の整備

安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズの適切な把握に努め、関係機関等と連携し保育人材を確保するとともに、幼稚園、保育所及び認定こども園の適正な利用定員の確保を図ります。

また、満3歳未満の子どもにおける保育需要の高まりを受けて、現在の保育の利用状況及び利用希望を踏まえた各年度における量の見込みを設定することにより、適正な提供体制の確保を図ります。

※16Pに「量の見込みと確保方策」を記載

個別施策4 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

産前・産後休業及び育児休業中の保護者に対し、様々な機会を通じて教育・保育施設の利用に関する情報提供及び相談支援を行うとともに、産休・育休明け入所予約により安心して育児休業を取得できるようにし、職場復帰への不安を解消します。

<主な事業>

○産休・育休明け入所予約制度

○利用者支援事業（保育コーディネーター事業）

個別施策5 認定こども園の整備促進

多様化する教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、市内の幼稚園及び保育所を運営する事業者に対し、認定こども園への移行に関する各種制度等の情報提供を行うとともに、移行に伴い必要となる施設整備の財政的支援を行います。

なお、幼保連携型認定こども園については、教育・保育提供区域における量の見込みを踏まえ、条例に定める基準に適合する施設について認可を行います。

<主な事業>

○認定こども園整備促進

基本施策④ 幼児期の教育・保育の質の確保と向上

個別施策6 発達連続性を踏まえた関係機関の連携促進

幼稚園、保育所及び認定こども園並びに長野市立小学校の連携体制を維持しつつ、幼児期の保育と教育及び小学校教育の接続の在り方を明確にし、共通した考え方に基づいた実践活動を行います。

また、教育・保育施設又は地域型保育事業を利用しない家庭も含めたすべての子どもと保護者に対し、関係機関と幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等と連携した支援を図ります。

<主な事業>

- 幼保小連携会議 ○地域子育て支援拠点事業（こども広場、地域子育て支援センター）
- おひさま広場運営

個別施策7 職員配置の充実

子どもの年齢に応じたきめ細かな教育・保育と子どもの安全・安心の確保が可能な職員配置の改善に努めるとともに、職員の資質及び専門性を高めるための取組を推進します。

また、関係機関と連携し、子育て支援員の養成や保育士の養成・確保、有資格者の活用等を促進します。

<主な事業>

- 教育・保育施設等の職員配置の充実 ○子育て支援員の育成・確保
- 保育人材の確保

個別施策8 職員の職務能力向上に向けた取組の推進

各施設における職員研修の実施や関係機関、団体等が実施する外部研修への積極的な参加を促進するとともに、教育・保育施設等職員の合同研修の実施などを行い、専門性の向上に向けた取組を促進します。

また、職員の定着・確保を図るため、職員の処遇改善に向けた取組を推進します。

<主な事業>

- 職員研修の促進 ○園の自己評価及び第三者評価の促進
- 職員の処遇改善

個別施策9 幼児教育アドバイザーの育成・配置

教育・保育施設等における幼児教育体制の充実を図り、専門性の高いきめ細かな支援ができるよう、教育・保育施設等を巡回して助言を行う「幼児教育アドバイザー（保育指導員）」の育成・配置を行います。

<主な事業>

- 幼児教育アドバイザーの育成 ○幼児教育アドバイザーによる巡回指導

基本施策⑤ 障害児等への支援の充実

個別施策 10 障害等生きづらさの早期の把握と相談支援・療育体制の充実

乳幼児期からの一貫した切れ目のない支援が受けられるよう、保健、福祉、医療、教育分野における関係機関及び専門職員による連携強化と情報共有を図ります。

また、障害の疑いや心身の発達に不安のある乳幼児については、乳幼児健康診査や健康教室において把握に努めるとともに、年齢や障害の状況にあったきめ細かな相談指導や専門的な医療・療育の提供が行える体制の充実を図ります。

<主な事業>

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ○発達支援あんしんネットワーク事業 | ○児童発達支援センター |
| ○障害児相談支援・計画相談支援 | ○長野市障害ふくしネットこども部会 |

個別施策 11 教育・保育・障害福祉施設等での受入体制の強化

幼稚園・保育所・認定こども園において、障害児等特別な支援が必要な子どもの受入を拡充できる体制の強化を図り、集団生活の中で健やかな成長が育まれる環境づくりに努めます。

幼稚園・保育所・認定こども園の職員の障害に対する正しい知識の習得や理解促進を図り、専門的な対応や適切な教育的支援が可能な体制の強化を図ります。

障害児が利用する通所支援事業所の確保とスタッフの正しい知識の習得に努め、提供サービスの資質向上を図ります。

<主な事業>

- | | |
|----------|------------------------|
| ○障害児保育事業 | ○教育・保育施設の施設訪問（にこにこ園訪問） |
| ○障害児通所支援 | ○障害児自立サポート事業 |

個別施策 12 特別支援教育・インクルーシブ教育の充実

特別支援教育コーディネーターの養成・活用や特別支援教育支援員の配置、特別支援教育巡回相談員の派遣等により、様々な特性に応じたきめ細かな特別支援教育の充実に努めるとともに、合理的な配慮の提供や教職員の専門性の向上等により、インクルーシブ教育システムの実現のための環境整備を進めます。

また、庁内及び関係機関が連携し、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深め、合意形成を図りながら、ライフステージを通じた一貫した支援を行います。

<主な事業>

- | | |
|----------------|-------------------|
| ○障害児親子交流体験 | ○長野市教育センター研修講座の開催 |
| ○特別支援教育支援員等の配置 | ○特別支援教育巡回相談員 |
| ○幼保小連絡会議、小中連絡会 | ○教育支援委員会 |

個別施策 13 障害等に対する理解促進

子どもの状況に応じた適切な子育てや早期療育の促進を図るため、保護者の障害に対する理解や受容に向けた支援を行います。

また、市民に対し、障害に対する理解を深めるための広報・啓発活動や障害児とふれあう機会の創出を図るとともに、障害の有無に関らず、すべての人が助け合い、共に生きていく共生社会を実現に向けた取組を強化します。

<主な事業>

- 障害理解の学習会の開催
- 障害理解に関するリーフレット作成
- 障害者週間事業

個別施策 14 外国につながる子どもへの支援

外国につながる子どもや保護者が安心して通園、子育てができるよう、教育・保育施設の利用、入園・入学手続きや子育て相談等の多言語による情報提供や支援体制の整備を進めるほか、国籍や性別等にかかわらず、お互いの多様性を認め合う環境づくりを進めます。

<主な事業>

- 外国語対応支援
- 外国籍等児童生徒教育支援
- 多文化共生に関する職員研修の促進

個別施策 15 災害時の子どもや家庭への支援

台風や地震等の自然災害が発生した際に、すべての子どもの安全・安心を守るため、関係団体によるネットワークの活動を支援するとともに、被災した子どもや保護者の心のケアや必要な支援の充実を図ります。

<主な事業>

- 長野市緊急時における子ども支援ネットワーク参画

基本施策⑥ 子育て相談の充実

個別施策 16 身近な相談体制の充実、専門的な相談の充

子どもや子育てに関する悩みや不安等を身近な場所で気軽に相談できるよう、ワンストップで相談できるこども総合支援センター「あのえっと」をはじめ、様々な機会や場所で相談できる体制の充実と窓口の周知を図ります。

また、関係機関との連携を強化しながら、相談内容に応じて専門的な相談支援につなげることができる体制の強化を図ります。

<主な事業>

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ○こども総合支援センター「あのえっと」 | ○こども家庭センター |
| ○利用者支援事業（子育てコンシェルジュ） | ○発達相談支援センター |
| ○地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） | ○健康・育児相談 |
| ○スクールソーシャルワーカー活用 | |

基本目標Ⅲ 子どもと保護者がともに成長するため子育て家庭・保護者を支援する

基本施策⑦ 乳幼児期から学童期までの子育て支援の充実

個別施策 17 乳幼児期の母子保健と相談体制の充実

子育て家庭に対する包括的かつ切れ目のない子育て支援に向けて、母子保健事業等を通じて、乳幼児期の子どもと家庭の状況把握に努めるとともに、子育てに関する不安や悩みを身近な場所で気軽に相談できる体制の充実を図り、保護者の立場に寄り添い必要な支援につなげます。

また、子育てサークル活動への支援や継続した相談支援等により社会的孤立の防止対策に努めるとともに、親子の遊びや子育て家庭同士の交流の場を提供し、子育てに関する情報提供や相談・助言等の支援体制の充実を図ります。

<主な事業>

○乳幼児健康診査 ○乳幼児健康教室等 ○乳幼児健康教室・講習会

個別施策 18 地域子ども・子育て支援事業の充実

すべての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談や情報提供などが受けられる「地域子育て支援拠点事業（こども広場、地域子育て支援センター）」のほか、新たに制度化された「こども誰でも通園制度」や「妊婦等包括相談支援事業」など、地域の様々な子育て支援の確保・充実を図ります。

<主な事業>

○利用者支援事業（重層的支援体制整備事業） ○放課後子ども総合プラン
○ショートステイ・トワイライトステイ ○養育支援訪問事業
○妊婦等包括相談支援事業 ○産後ケア事業
○こども広場、地域子育て支援センター（重層的支援体制整備事業）
○ファミリー・サポート・センター ○延長保育事業 ○一時預かり事業
○実費徴収に係る補足給付を行う事業 ○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
○子育て世帯訪問支援事業 ○児童育成支援拠点事業
○親子関係形成支援事業（親子関係スキルアップ事業）

基本施策⑧ 社会的支援を必要とする子どもと家庭への支援の充実

個別施策 19 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭が子育てをしながら安心して生活し、働くことができるよう、就業や生活全般、各種制度の利用等に関する相談に応じるとともに、生活支援の充実や経済的自立に向けた就業支援の充実を図ります。

また、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給及び貸付金の貸付けを行うとともに、各種助成・給付制度等についての周知を図ります。

<主な事業>

- | | |
|------------------------|-------------------|
| ○母子・父子自立支援員の配置 | ○ひとり親家庭相談・交流事業 |
| ○保育所利用への配慮 | ○高等職業訓練促進費給付金事業 |
| ○トライアル雇用者常用雇用促進奨励金交付事業 | ○児童扶養手当の支給 |
| ○母子父子寡婦福祉資金の貸付 | ○ひとり親家庭児童への通学費の支援 |
| ○ひとり親家庭等の福祉医療費給付事業 | |

個別施策 20 子どもの貧困対策の推進

現在から将来にわたって、すべての子どもが前向きな気持ちで夢や希望を持つことができるよう、学習・体験機会の確保を図り、生活や経済的な面を支援するとともに、保護者に対する就労等の支援の充実を図ります。

また、様々な機会を通じて課題や困り事を抱えている家庭や子どもの把握に努めるとともに、関係機関と連携しながら総合的な支援を図ります。

<主な事業>

- ひとり親家庭子ども生活・学習支援事業

個別施策 21 児童虐待防止対策の充実

長野県中央児童相談所をはじめとした関係機関や庁内関係部局との密接な連携のもと、長野市要保護児童対策協議会の機能の充実を図るなど、児童虐待の状況に応じた適切な相談対応等を行う体制の強化を進めるとともに、児童虐待の通告等に迅速かつ適切に対応するため、児童虐待の対応力の強化を図ります。

また、妊娠期からの切れ目のない支援や親同士が気軽に参加・交流できる機会の拡充など、様々なアプローチにより社会的孤立を防ぐことで、児童虐待の未然防止と早期支援を図ります。

<主な事業>

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ○長野市要保護児童対策協議会運営 | ○児童虐待に対する専門性の向上 |
| ○児童虐待防止に向けた地域や市民への啓発 | ○里親委託事業 |

基本施策⑨ 子どもと親が安心して過ごせる居場所づくりの推進

個別施策 22 安心安全な居場所、第三の居場所の充実

すべての子どもが地域の中に安心して過ごすことができる場として、放課後子ども総合プラン施設の充実や子どもと親が気軽に集い、遊ぶことができる地域子育て支援拠点の充実を図ります。

また、関係団体等が取り組む子どもの居場所づくりの活動の支援や多様な地域活動への参加促進を通じて、家庭や学校以外の第三の居場所の充実を図ります。

<主な事業>

- 子育て・子育て支援団体等が行う子どもの居場所づくりへの支援
- 子どもの体験・学び応援事業「みらいハッ！ケン」プロジェクト
- 伝統芸能こどもフェスティバル
- スポーツ教室及びスポーツイベントの開催

基本施策⑩ 子育てに関する情報提供の充実

個別施策 23 子育て情報の発信の充実

子育てに関するきめ細かな情報について、誰もが入手しやすく、必要な人に必要な情報が確実に届くよう、様々な機会・媒体を通じた効果的な情報発信に取り組みます。

<主な事業>

- ながのわくわく子育てLINE
- ながのプラス
- 子どものための情報マガジン（ホリデーながの）
- 健康カレンダー
- 子どもの救急・急病ガイドブック／子どもの急病対策講座
- チャットボット
- 子育てガイドブック
- おでかけ通信ながの
- 母子健康手帳

基本施策⑪ 経済的支援の充実

個別施策 24 経済的支援の充実

幼児教育・保育の無償化や低所得世帯及び多子世帯（2人以上）の保育所等の第3子以降の子を産み育てやすい環境を整えるための保育料の軽減、福祉医療費給付など、各種経済支援に取り組み、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

<主な事業>

- 幼児教育・保育の無償化
- 福祉医療費給付事業（子ども、ひとり親家庭）
- 妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）
- 児童手当
- 障害児福祉手当
- 多子世帯等の保育料軽減
- 初回産科受診料助成事業
- 要支援母子栄養食品支援事業
- 重度心身障害児福祉年金
- 国民健康保険料の軽減
- 国民年金保険料の免除

基本目標Ⅳ 地域で子どもが安心して過ごせるよう社会全体で子どもの育ち・子育てを支援する

基本施策⑫ 地域における子育て支援の推進

個別施策 25 子育て支援ネットワークづくり

子育て家庭の負担感や孤立感の解消を図るため、地域子育て支援センターなどにおいて、子育て家庭同士等の交流機会の拡充を図るとともに、自主的なサークル活動等の活性化を支援します。

また、子育て家庭の積極的な地域活動への参加を促進するため、様々な団体等が行っている活動に関する情報提供の充実を図ります。

<主な事業>

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ○保育所地域活動事業 | ○子育て情報の発信 |
| ○子育てサークル維持のための周知支援 | ○子育て支援団体のネットワーク形成 |
| ○ふたご・みつご広場 | |

個別施策 26 地域における子ども・子育て支援活動の活性化

地域全体で子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支えるまちづくりを推進するため、ファミリー・サポート・センターや子育てサークル、児童育成地域組織の活性化を図るとともに、多様な子ども・子育て支援活動を行う団体等の活動を支援します。

<主な事業>

- | | |
|--------------------------------|--------------------|
| ○地域活動団体に対する活動支援 | ○長野市子育てサークル活動支援 |
| ○児童育成地域組織に対する活動支援 | ○ながの子育て家庭優待パスポート事業 |
| ○子育て・子育て支援団体等が行う子どもの居場所づくりへの支援 | |
| ○特定教育・保育施設等の情報公表に係る体制の整備 | |

個別施策 27 子どもの権利を尊重する意識の醸成

子どもが権利の主体であることを社会全体で共有するため、子どもの意見を聴取しながら、子どもの権利を守る条例を制定するとともに、様々な機会や媒体を通じて、条例の周知及び子どもの権利に関する意識啓発を行います。

また、こども施策等の推進にあたり、施策の対象となる子どもの意見を幅広く聴取し、反映させるための仕組みづくりを進めます。

<主な事業>

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ○子どもの権利を守る条例の制定 | ○子どもの意見を反映させる仕組みづくり |
|-----------------|---------------------|

基本施策⑬ 多様な働き方に対応する子育て支援の充実

個別施策 28 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方の見直しの促進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、事業主や市民に対し、子育て支援や働き方の見直しへの意識啓発を図ります。

また、事業所に対し、各種法令・制度の遵守、活用に向けた広報・啓発を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた積極的な取組を評価し支援します。

<主な事業>

- 経済団体等との連携による事業主への意識啓発
- 子育て雇用安定奨励金交付事業
- 仕事と子育ての両立等に取り組む企業に配慮した入札制度
- 男女共同参画優良事業者表彰

個別施策 29 仕事と子育ての両立のための基盤整備

仕事と子育ての両立のため、多様な働き方に対応するきめ細かな保育サービスや子育て支援の展開を図ります。

<主な事業>

- 夜間保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 教育・保育施設を利用する保護者の負担軽減

4 量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定・2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）【単位：人】					
量の見込み（a）	2,957	2,848	2,755	2,676	2,620
1号認定	2,102	2,025	1,959	1,903	1,863
2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）	855	823	796	773	757
確保の内容（b）	3,699	3,699	3,699	3,699	3,699
特定教育・保育施設	2,209	2,209	2,209	2,209	2,209
確認を受けない幼稚園	1,490	1,490	1,490	1,490	1,490
過不足（b-a）	742	851	944	1,023	1,079
2号認定（保育利用）【単位：人】					
量の見込み（a）	4,395	4,243	4,076	3,937	3,822
確保の内容（b）	5,543	5,543	5,543	5,543	5,543
過不足（b-a）	1,148	1,300	1,467	1,606	1,721
3号認定（0歳）【単位：人】					
量の見込み（a）	581	594	609	626	638
確保の内容（b）	660	660	660	660	704
過不足（b-a）	79	66	51	34	66
3号認定（1・2歳）【単位：人】					
量の見込み（a）	2,562	2,567	2,624	2,641	2,663
確保の内容（b）	2,860	2,860	2,860	2,860	2,936
過不足（b-a）	298	293	236	219	273

(2) 地域子ども・子育て支援事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業（基本型）【単位：か所】					
量の見込み（a）	2	2	3	3	3
確保の内容（b）	2	2	3	3	3
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
利用者支援事業（特定型）【単位：か所】					
量の見込み（a）	1	1	1	1	1
確保の内容（b）	1	1	1	1	1
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
利用者支援事業（こども家庭センター型）【単位：か所】					
量の見込み（a）	10	10	10	10	10
確保の内容（b）	10	10	10	10	10
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
延長保育事業【単位：人】					
量の見込み（a）	1,418	1,393	1,382	1,367	1,359
確保の内容（b）	1,418	1,393	1,382	1,367	1,359
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
放課後子ども総合プラン【単位：人】					
量の見込み（a）	8,602	8,527	8,479	8,471	8,403
確保の内容（b）	13,434	13,434	13,434	13,434	13,434
過不足（b-a）	4,832	4,907	4,955	4,963	5,031
ショートステイ・トワイライトステイ【単位：人日/年】					
量の見込み（a）	657	682	704	724	744
確保の内容（b）	657	682	704	724	744
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
はじめまして赤ちゃん事業【単位：件/年】					
量の見込み（a）	2,214	2,183	2,161	2,133	2,099
確保の内容（b）	2,214	2,183	2,161	2,133	2,099
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
養育支援訪問事業【単位：件/年】					
量の見込み（a）	247	244	241	238	234
確保の内容（b）	247	244	241	238	234
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
こども広場、地域子育て支援センター【単位：人回/年】					
量の見込み（a）	102,460	99,299	97,297	94,487	91,777
確保の内容（b）	102,460	99,299	97,297	94,487	91,777
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
一時預かり事業 ①幼稚園等に在園する園児【単位：人日/年】					
量の見込み（a）	111,899	107,694	104,037	100,863	98,496
確保の内容（b）	111,899	107,694	104,037	100,863	98,496
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
一時預かり事業 ②一般型・余裕活用型・訪問型【単位：人日/年】					
量の見込み（a）	8,341	7,911	7,567	7,179	6,815
確保の内容（b）	8,341	7,911	7,567	7,179	6,815
過不足（b-a）	0	0	0	0	0

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
病児・病後児保育事業 【単位：人日/年】					
量の見込み (a)	354	344	333	324	314
確保の内容 (b)	2,140	2,140	2,620	2,620	2,620
過不足 (b-a)	1,786	1,796	2,287	2,296	2,306
ファミリー・サポート・センター 【単位：人日/年】					
量の見込み (a)	2,701	2,628	2,545	2,471	2,401
確保の内容 (b)	2,701	2,628	2,545	2,471	2,401
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0
妊婦健康診査 【単位：人/年】					
量の見込み (a)	2,270	2,221	2,185	2,140	2,101
確保の内容 (b)	2,270	2,221	2,185	2,140	2,101
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0
子育て世帯訪問支援事業 【単位：人/年】					
量の見込み (a)	463	487	509	531	549
確保の内容 (b)	463	487	509	531	549
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0
産後ケア事業 【単位：人/年】					
量の見込み (a)	997	1,092	1,081	1,067	1,050
確保の内容 (b)	997	1,092	1,081	1,067	1,050
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0
妊婦等包括相談支援事業 【単位：人回/年】					
量の見込み (a)	6,672	6,528	6,423	6,291	6,177
確保の内容 (b)	6,672	6,528	6,423	6,291	6,177
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0
児童育成支援拠点事業 【単位：人】					
量の見込み (a)	19	19	18	18	17
確保の内容 (b)	20	20	20	20	20
過不足 (b-a)	1	1	2	2	3
親子関係形成支援事業 【単位：人/年】					
量の見込み (a)	172	168	164	160	152
確保の内容 (b)	240	240	240	240	240
過不足 (b-a)	68	72	76	80	88
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 【単位：時間/年】					
量の見込み (a)	329,400	311,040	297,000	281,280	266,640
確保の内容 (b)	475,200	475,200	475,200	475,200	475,200
過不足 (b-a)	145,800	164,160	178,200	193,920	208,560